

# 日韓会談の開始と竹島問題

藤井 賢二

## はじめに

竹島問題は、1952年1月18日に韓国政府が李承晩大統領の名で「隣接海洋に対する主権に関する宣言」（以下「李承晩ライン宣言」と表記）を発し、宣言された水域の中に竹島（韓国名「独島」）を含めたことから表面化した。李承晩ライン宣言当時、連合国軍総司令部（以下「総司令部」と略記）の斡旋により開催された日韓会談（日韓国交正常化交渉）の予備会談が前年（1951年）10月20日から行われていた。予備会談では、本会議の他に、在日韓国人の法的地位問題に関する委員会（以下「法的地位問題委員会」と略記）と船舶問題委員会が他の諸議題に先行して設置されて討議が行われ、両国間の懸案を解決し国交を樹立するため予備会談を本会談に切り替えて開催することが合意された。この結果、第1次日韓会談が、本会議の他に、基本関係委員会・漁業問題委員会・財産請求権問題委員会・船舶問題委員会・法的地位問題委員会と議題を拡大して、1952年2月15日から同年4月25日まで行われた。日本は1952年4月28日の主権回復までに日韓会談を妥結させることをめざしたが、会談は難航して実現しなかった。

李承晩ライン宣言は日韓会談が予備会談から第1次会談へと切り替わる時期に行われた。そのため、日韓会談の関連文書の中に竹島問題に関する何らかの記録が残されているはずである。しかし、2005年に韓国政府が公開した、日韓会談に関する韓国側の文書（以下「韓国側公開文書」と略記）には、李承晩ライン宣言で主権の行使を表明した水域に竹島を含めた韓国政府の政策決定過程や、李承晩ライン宣言直後の竹島問題に関する日韓間の論議の記録は残されていない。一方、2007年から2008年にかけて日本政府が公開した日韓会談に関する日本側の文書（以下「日本側公開文書」と略記）には、李承晩ライン宣言直後の竹島問題に関する日韓間の論議の記録が若干残されている。

周知のように、韓国は次の3つの理由から竹島の領有権を主張し、この3点はそのまま日韓間の争点となってきた。

1. 韓国には竹島領有の歴史的根拠があること
2. 1905年の竹島の日本領土への編入が不当であること
3. 占領期における総司令部による竹島に関する措置が有効であること

本稿において筆者（藤井—以下同じ—）は、これら3つの争点を念頭に置いて、李承晩ライン宣言前後の時期における韓国の竹島問題に関する主張、特に第1次日韓会談における主張を検討する。資料として、日韓両政府が公開した日韓会談に関する文書をはじめとする日米韓3国の外交文書を利用する<sup>1</sup>。

李承晩ライン宣言によって竹島問題を表面化させた韓国の意図については、資料の欠如もあって、これまで考察が加えられることが少なかった。筆者は、宣言と同時期の第1次日韓会談における韓

<sup>1</sup> 韓国側公開文書は『韓・日会談請求権関連文書 大韓民國外交通商部 2005年公開資料』によった。日本側公開文書は「日韓会談・全面公開を求める会」の請求によって開示されたものを、<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>より閲覧した。

国の主張を検討することにより、韓国の対日姿勢全体から竹島問題の起点を考えたい。このような視点の研究は本稿が最初である<sup>2</sup>。

竹島問題は日韓会談の開始とともに表面化し、日韓会談の難航とともに先鋭化し、日韓条約で解決すべきところを未解決のまま残された。竹島問題を日韓会談と関連させながら考察することの意義は大きい。

## 1 竹島問題の表面化

まず、竹島問題が表面化するまでの経緯をまとめてみたい。竹島問題を生んだのは1946年に総司令部が行った次の2つの措置であった。

1. 1946年1月29日付総司令部覚書「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離すること」(SCAPIN-677)の対象地域の中に鬱陵島や済州島とともに竹島があつたこと。
2. 1946年6月22日付総司令部覚書「日本の漁業及び捕鯨業許可区域」(SCAPIN-1033)で、日本の船舶及び船員は竹島から12マイル以内に近づいてはならず、またこの島との一切の接触は許されないとされて、当時総司令部が日本漁船の操業を制限していたマッカーサーライン(以下「マ・ライン」と略記)の外側に竹島が置かれたこと<sup>3</sup>。

こうして日本人が竹島に渡航しなくなつた間に朝鮮人(韓国人)が同島に出漁していた。

1951年に示された「連合国と日本との平和条約(以下「対日平和条約」と略記)」草案に関して韓国が米国に行った要求の中には、総司令部の2つの措置に関するものがあった。1951年7月19日、梁裕燦駐米大使は、ダレス国務長官顧問への直接要請および同日付のアチソン国務長官宛の書簡で、竹島が韓国領であることおよびマ・ラインの継続を対日平和条約に明記することを要求した。ダレスはマ・ラインの継続についてはこれを即座に拒絶し、竹島についても、1951年8月10日付ラスク国務次官補の裕燦駐米韓国大使宛書簡で、対日平和条約では同島を日本領土に含めることを明らかにした<sup>4</sup>。マ・ライン継続を求める韓国の米国への要請は、1951年7月19日以外に

<sup>2</sup> 日韓会談と竹島問題の双方を視野に収めた先行研究は少ない。日韓会談における竹島問題をめぐる論議については、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(古今書院 1966年8月 東京)には記述がない。田村清三郎『島根県竹島の新研究』(島根県総務部総務課 1965年10月 松江)と森田芳夫「日韓関係」(『日本外交史28 講和後の外交I 対列国関係(上)』鹿島研究所出版会 1973年5月 東京)が竹島問題と日韓会談の関係に若干触れているが、その内容は日韓会談で竹島問題の本格的な論議が行われた1962年以降の時期を中心である。韓国側公開文書を用いた崔喜植「韓日会談における独島問題-韓日会談関連日本外交文書分析のための事前作業-」(『日本空間』4 論衡 2008年11月 韓国語)と同「韓日会談における独島領有権問題-韓国外交文書の分析とその現代的意味-」(『国家戦略』15-4 世宗研究所 2009年12月 韓国語)も1962年以降の竹島問題をめぐる日韓会談での論議を主題としている。李承晩ライン宣言前後の時期における竹島問題と日韓会談の双方に言及した研究としては、玄大松『領土ナショナリズムの誕生—「独島／竹島問題」の政治学—』(ミネルヴァ書房 2006年11月 京都)があるが、日韓会談と竹島問題とを羅列して叙述しているのみで両者を統合して考える観点はない。

<sup>3</sup> マ・ラインは1945年9月27日付の米国太平洋艦隊連絡団覚書第80号によって設定された。日本漁船の操業許可区域は1946年6月22日付総司令部覚書で拡張され、日本海では竹島近海の操業ができるようになったが、竹島への接近・上陸は禁止された。なお、1949年9月19日付総司令部覚書「日本の漁業及び捕鯨業許可区域」(SCAPIN-2046)で竹島への接近制限距離は12マイルから3マイルに緩和された。

<sup>4</sup> この書簡は塚本孝「サンフランシスコ条約と竹島—米外交文書集よりー」(『レファレンス』389 国立国会図書館調査立法調査局1983年6月 東京)および同「平和条約と竹島(再論)」(『レファレンス』518 1994年3月)で紹介された。塚本は、同書簡によって「竹島は、平和条約上日本から分離されず、日本保持が確定した」と主

も、同年7月9日のダレスへの直接要請、同年8月2日付アチソン国務長官宛の書簡と、頻繁に行われた。しかし米国は要請の都度これを拒絶した。公海における漁業に制限条項を設けることは関係各国の利害が錯綜しているため対日平和条約締結に深刻な遅れをもたらす、これがその理由であった。

対日平和条約が署名される前日の1951年9月7日、韓国政府は第98回臨時国務会議で「漁業保護水域」の設定を可決した。この時、すでに商工部が作成していた「漁業管轄水域」に竹島を含む日本海の広大な水域が加えられた<sup>5</sup>。ただし、韓国はマ・ライン存続の可能性もあると考えて、この決定の実施を見送った。同年11月22日の日韓会談予備会談第8回本会議で、日本側は主権回復後のマ・ライン継続に難色を示した<sup>6</sup>。年が明けた1952年1月18日、韓国政府は同日付の李承晩ライン宣言を発し、朝鮮半島から竹島近辺までを囲む広大な水域に「主権」を行使し、同水域の資源を「監督下」に置く意志を示した。一方、対日講和条約が発効する直前の1952年4月25日、総司令部はマ・ライン廃止を日本政府に通告した。

## 2 李承晩ライン宣言直後の韓国の主張

1952年1月18日の李承晩ライン宣言直後の時期における、竹島の領有権を主張する韓国政府の主張は、次の3つの記録に残されている。

### ① 1952年2月1日付の金溶植駐日韓国公使の発言<sup>7</sup>

2月1日午前10時すぎ韓国代表部におもむき金公使と会談したが要点左の通り(略—筆者)  
五、竹島の帰属問題

金公使は竹島のことで日本側から申入があったのは意外であると述べ16、7世紀ころから往来の記録があるし、位置からいっても韓国の方に近い。この問題についても回答するはずだとのことであったので本件は日本側は絶対に譲らぬであろうし、争えば国民感情を激発し会談全体を暗礁にのし上げることになろうとも限らぬから慎重取扱方を要望しておいた。

### ② 韓国政府が日本政府に送った「1952年2月12日付韓国側口上書」<sup>8</sup>

数世紀にわたって韓国にあった、「独島」の名で知られる「リアンクール岩」の所有権について、大韓民国政府はこの口上書において本格的な論議を行うつもりはない。ただ、総司令部が1946年1月29日付SCAPIN677によって同島が日本の領域から明確に除かれたこと、そしてまた同島がマッカーサーラインの外側に置かれ続けたこと、これらの事実が韓国の主張を疑いの余地なく支持し確認するものであることを日本政府に思い起こさせたいのみである。

張した。近年、米国がその後態度を変えて竹島が韓国領であることを認めたといういくつかの反論がなされが、塚本は「竹島領有紛争に関する米国国務省文書（追補）＝資料＝」（竹島問題研究会『竹島問題に関する調査研究』最終報告書（島根県総務部総務課2007年3月松江））において、これらの反論を的確に論破した。

<sup>5</sup> 李承晩ライン宣言に至る韓国の動きについては、拙稿「李承晩ライン宣布への過程に関する研究」（『朝鮮学報』185 朝鮮学会 2002年10月 天理）および拙稿「公開された日韓国交正常化交渉に記録を読む—李承晩ライン宣言を中心に—」（『東洋史誌』12 兵庫教育大学東洋史研究会 2006年3月 兵庫）参照。

<sup>6</sup> 「韓日会談予備会談(1951.10.20-12.4) 本会議会議録、第1-10次、1951.10.20-12.4」（韓国側公開文書）211頁。

<sup>7</sup> 「金公使との会談要旨 27.2.1 千葉参事官」（日本側公開文書 第6次公開 開示決定番号 806 文書番号 394）。

<sup>8</sup> 『獨島関係資料集（I）—往復外交文書(1952-76)—』（韓国政府外務部 1977年7月15日）6頁。原文は英語。

③ 1952 年 2 月 25 日の「国籍処遇問題に関する非公式会談」における金東祚外務部政務局長の発言<sup>9</sup>

竹島の領有問題について金東祚は「同島は明治 38 年島根県に編入されたが、右は同県が政府の意に反して独断専行的に行ったものである。それ以前にも同県が右編入を計画し政府が之を退けた経緯がある。此等の点を考えても日本側自身が日本のものと考えていなかつたことがわかる」と述べた。当方は「領土問題はまた別途に例えれば基本委員会などで討議することとしては如何」と述べたが、先方は「それはそうであるが此の席でも聞いておいて頂きたい。次の理由から見ても韓国領と言えるのではなかろうか、即ち

(イ) 昭和 21 年の行政分離命令も同島を日本行政権の圏外においている。

(ロ) かつて米軍が同島を誤って爆撃したことがあるが、その時日本人はおらず韓人漁夫が被害を受け米軍は韓国政府に損害賠償を支払ったことがある。

(ハ) 日本側が竹島を日本領というのは済州島等の如く日本から分離することが対日平和条約に規定していないためかと思うが、韓国に周辺には無数の小島嶼があり、これらについては何等の規定もないが韓国領であることは当然で問題になっていない」

と主張した。よって当方は「(イ) 行政分離命令は同令にも明かに述べているとおり領土問題とは何等の関係もない。(ロ) 爆撃のとき日本人がいなかつたのは行政区分命令をよく遵守しているからに過ぎない。(ハ) 韓国周辺の小島嶼を韓国領、竹島を日本領と確認することにしては如何」と応酬しあいた。

### 3 歴史的根拠に関する韓国の主張の検討

以上 3 つの記録に見える韓国政府の竹島領有の歴史的根拠は充分な検討が加えられたものではない。① の金溶植の発言については、1417 年から朝鮮政府は鬱陵島への朝鮮人の渡航を禁じており、鬱陵島よりさらに遠方の竹島との「16、7 世紀ころから往来の記録がある」という主張は根拠が不明である。② の金東祚の発言中の「それ以前にも同県が右編入を計画し政府が之を退けた経緯」とは、1877 年の「竹島外一島地籍編纂之件」を指す可能性がある<sup>10</sup>。しかし、たとえそうであったとしても、これは竹島の領有権に関する日本の歴史的根拠に関するもので、竹島の領有権に関する韓国の歴史的根拠ではない。とりわけ注目すべきは、後に竹島領有をめぐって行われた論争で韓国政府が主張した歴史的根拠が示されていないことである。1953 年 9 月 9 日付「1953 年 7 月 13 日付日本政府の独島（「竹島」）に関する見解に対する韓国政府の論駁」<sup>11</sup>では、17 世紀末の「安龍福事件」

<sup>9</sup> 「日韓会談記録（2）（国籍処遇問題）」 外務省アジア局 1952 年 6 月（日本側公開文書 第 5 次公開 開示決定番号 852 文書番号 606）。

<sup>10</sup> 「竹島外一島地籍編纂之件」とは、1876 年に島根県が「竹島（当時の鬱陵島）他一島」の地籍編纂についての伺いを提出したところ、翌年内務省が「竹島は本邦無関係」であると考え、内大臣が「竹島外一島」は「本邦無関係」と指示した事件である（塚本孝「竹島領有問題の経緯」（『調査と情報』244 国立国会図書館 東京 1994 年 12 月）。この事件を根拠に堀和生は「竹島は近世初頭以来一貫して日本領であった」という日本の主張は覆ったとした（「1905 年日本の竹島領土編入」（『朝鮮史研究会論文集』24 朝鮮史研究会 1987 年 3 月 東京））。この問題に関する論考として最新のものは、本中間報告所収の杉原隆「明治 10 年太政官指令—竹島外一島之儀ハ本邦関係無之一をめぐる諸問題」であり、そこでは「竹島外一島」は現在の竹島ではないと主張されている。

<sup>11</sup> 前掲註(8)33 頁。

<sup>12</sup>および『世宗実録』中の「于山島」と『成宗実録』中の「三峰島」の記述が歴史的根拠とされた。前記の3つの記録にはそれらへの言及が見られないである。

当時の韓国内の竹島問題に関する論調も同様であった。例えば、1948年8月5日付の爱国老人会によるマッカーサー総司令官宛請願書「日韓間の領土の調整に関する要求」<sup>13</sup>や崔南善「独島は厳然たる韓国領土」<sup>14</sup>で強調されているのは、17世紀末の江戸幕府による鬱陵島への渡航禁止であった。李承晩ライン宣言以前の時期において韓国の竹島問題に関する主張をもっともよくまとめている申夷鎬「独島所属に対して」<sup>15</sup>では、「三峯島」が竹島に該当すると述べているものの「于山島」への言及はない。「鬱陵島は高麗時代に于山國（略-筆者-）と称して我が國に属した島であった」とあるのみである。また、同論文は「安龍福事件」に言及しているが「安龍福事件」を韓国の竹島の領有権の根拠としているわけではない。「安龍福事件」で日本は「鬱陵島を朝鮮領土として承認した以上、その属島である独島すなわち現在日本人のいう竹島もまた朝鮮領土として承認されたと見ることができる」と述べられているだけである。以上の韓国の主張に共通するのは、竹島が鬱陵島の「属島」であることを前提として韓国の竹島の領有権を主張していることであり、竹島を韓国周辺の「無数の小島嶼」の一つとしてその領有権を主張する前記③の金東祚の発言と重なる。しかし鬱陵島と竹島は別個の島であり、積極的な論拠にはならない<sup>16</sup>。

1951年9月21日付の卞栄泰外務部長官からムチオ駐韓米国大使に宛てた書簡で、韓国は竹島が韓国領であることを確認を再度求めた<sup>17</sup>。この書簡で、「我々は韓国がかの島（竹島—筆者補註—）を数百年にわたって領有してきたことを証明する確実な証拠記録がある」と韓国は主張した。しかし、同年10月3日付国務省宛駐韓米国大使館の書簡「独島に対する主張についての韓国外務部の書簡の伝達」<sup>18</sup>には次のような文言があり、韓国の主張に対して否定的であった。

(1951年9月21日付卞栄泰外務部長官の一筆者補註—) 書簡の最後の節の「確実な証拠記録」について、日韓の歴史史料にそのような証拠が見られるという外務部長官の口頭説明を米国大使館の職員は聞いた。(一方で—筆者補註—) 韓国外務部は現時点ではそのような「証拠」をまとめたものは持っていないと暗に認めた。米国大使館は国務省に伝達するそのような「証

<sup>12</sup> 安龍福事件とは、1693年に日本に連行され帰国した後に1696年に再来日した安龍福が、竹島が朝鮮領の「于山島」であり、竹島に上陸していた日本人を非難・撃退したと、帰国後に供述した事件である。濱田太郎は、田川孝三や下條正男の研究をふまえて、この安龍福の供述を除いて朝鮮の古記録に見える「于山島」が竹島であるという積極的な論拠は見当たらないとしている（「竹島（独島）紛争の再検討—竹島（独島）紛争と国際法、国際政治-（2）」（明治学院大学法学研究科『法学研究論叢』6 東京 1997年2月））

<sup>13</sup> “Request for Arrangement of Lands Between Korea and Japan” (Records of the U.S Department of State relating to the internal affairs of Japan, 1945-1949 : Department of State decimal file 894)

<sup>14</sup> 崔南善「独島は厳然たる韓国領土」（『独島』（大韓公論社 1965年11月 刊行場所不明））149～151頁。論文末尾に「連合国軍総司令官に送ろうとして書いた」との附記がある。

<sup>15</sup> 申夷鎬「独島所属に対して」（『史海』1（朝鮮史研究会 1948年12月 ソウル））。

<sup>16</sup> 1947年8月に鬱陵島と竹島を調査した朝鮮山岳会（後の韓国山岳会）の関係者が竹島領有権を主張する根拠もまた、竹島が鬱陵島の「属島」であることであり、わずかに『成宗実録』中の「三峰島」が竹島に該当すると言べるのみであった（「東海の我が国土 悲しい流血の記録」（1948年6月17日付『朝鮮日報』 ソウル）。この記事は、1948年6月8日におきた米軍機による「独島爆撃事件」に関する朝鮮山岳会会員の手記である。なお、『釜山日報』の1952年2月2日付社説「日政府の抗議に反駁」にも韓国山岳会会員による同趣旨の主張が掲載された。

<sup>17</sup> TRANSMITTAL OF LETTER FROM MINISTER OF FOREIGN AFFAIRS ON KOREAN CLAIM TO DOKDO ISLAND

(Records of the U.S Department of State relating to the Internal Affairs of Korea, 1950-54 Department of State Decimal File 795)

<sup>18</sup> ibid

拠」の提出を歓迎するが、そのような情報の提供が行われることは疑わしい。

以上の検討から次の事実を指摘できる。1952年1月の李承晩ライン宣言前後の時点においては、後に韓国政府が提示するような、竹島の領有権の歴史的根拠を韓国政府が示すことは困難であったということである。

#### 4 韓国の大論拠は総司令部の2つの措置

「はじめに」で示した竹島問題に関する韓国側論拠のうち、「2. 1905年の竹島の日本領土への編入が不当であること」に関して、韓国が現在編入措置を国際法上無効としている理由は次の4つである<sup>19</sup>。第1に先占には通告が必要である。第2に日本の領有意志の表明が秘密裏に行われた。第3に日本の竹島編入に対して大韓帝国政府は当時抗議や反論できなかった。第4に竹島編入は帝国主義的侵略であるから無効である。これらの主張も、前記①～③で示した、李承晩ライン宣言直後の時期の韓国政府の主張には見当たらない。わずかに④の金東祚の発言が触れているが、竹島を隱岐島司の所管とする島根県告示第40号は竹島を領土に編入する閣議決定に基づいていたのであって、日本「政府の意に反して」行われたという金東祚の主張は誤りである。

前記の愛国老人会によるマッカーサー総司令部長官宛請願書には、「これ（竹島の日本領土編入—筆者補註）は秘密裏に行われたので韓国政府だけでなくどの国の政府も知ることが出来なかつた。たゞ韓国政府が注意を向けたとしてもそれに対応した施策はとられなかつたであらう」とあった。崔南善「独島は厳然たる韓国領土」の主張もこれと同様である。一方、申夷鎬「独島所属に対して」には1905年の竹島の日本領土編入に関して次のような記述がある。「露日戦争当時、日本は独島に人が住んでいないことを奇貨として（略-筆者-）同年2月2日付で思い通りに自國の領土に編入して島根県隱岐島に所属させて海軍の補給基地として使用させ」た。申夷鎬は同論文で1906年に島根県が派遣した竹島視察団の鬱陵島来島についての「鬱陵郡主沈興沢」の報告書を掲載し、「当時日本の勢力がすでに韓国政府を支配して国家全体の運命が重大危機に直面していたので、政府は独島のような小さな無人の孤島に対して注意を払うひまはないだけでなく、抗争する能力もなかつた」と述べた。

以上でわかるように、韓国が日本の竹島編入措置を国際法上無効する4つの理由のうち、李承晩ライン宣言前の時点で韓国が主張したのは第2と第3であった。第4の竹島編入は帝国主義的侵略であるから無効であるという論点について、李承晩ライン宣言後の1953年9月9日付「1953年7月13日付日本政府の独島（「竹島」）に関する見解に対する韓国政府の論駁」で韓国政府は次のように主張した<sup>20</sup>。

独島は、1905年に不法且つ国際法に反して島根県の所管とされるまで、決して無主の島ではなかつた。当時、清日戦争の約10年後であるが、日本は1904年2月23日の日韓議定書および1904年8月22日の日韓協約—それらを韓国は無効（null and void）と主張している—を韓国に強要した。こうして日本は強制的に韓国に「韓国政府に対する数名の日本人外交顧問の勤務を保障」させ、また、「戦略上の観点から必要があれば、韓国の領土のいかなる部分も占領」

<sup>19</sup> 前掲註(12)「竹島（独島）紛争の再検討—竹島（独島）紛争と国際法、国際政治—（2）」134～135頁。

<sup>20</sup> 前掲註(8) 35頁。

できた。

ここでは、竹島の日本領土編入と日韓併合に至る過程とが結合している。申甕鎬が、竹島の日本領土編入を 1904 年からの日露戦争との関連で説明していたのとは異なる。このように、竹島問題に関する韓国側論拠のうち、「2. 1905 年の竹島の日本領土への編入が不当であること」に関する韓国政府の主張も、1952 年 1 月の李承晩ライン宣言前後の時期には、充分な準備が行われていたとは言い難い。なお、申甕鎬は「鬱陵郡主沈興沢」の報告書冒頭の「本郡所属独島」の部分を強調して 1905 年の竹島の日本領土への編入前に竹島が韓国領であったと主張した。しかし、日本領土編入前に竹島が韓国領であった根拠として現在韓国が主張している、1900 年布告の大韓帝国の勅令第 41 号に申甕鎬は言及していない。

結局、李承晩ライン宣言前後の時期において、韓国が竹島の領有権を主張する論拠となつたのは、「はじめに」で示した竹島問題に関する韓国側論拠のうち、「3. 占領期における総司令部による竹島に関する措置が有効であること」であった。1951 年 9 月 21 日付の駐韓米国大使宛卞栄泰外務部長官の書簡で韓国は、総司令部による措置は竹島の領有問題を決定する「決定的な要因 (conclusive factor)」であると述べた<sup>21</sup>。また、前記の韓国政府の公的な書簡である「1952 年 2 月 12 日付韓国側口上書」において、竹島の領有権を主張する論拠として韓国が示したものも、総司令部による竹島に関する措置のみであった。

しかし、韓国が総司令部による措置を竹島の領有権を主張する論拠とするには大きな問題があつた。まず、2 つの総司令部覚書にはこの措置が日本領土の最終的な決定とは無関係と明記されていた。次に SCAPIN-677 については、前述したように、1951 年 8 月 10 日付梁燦駐米韓国大使宛ラスク国務次官補の書簡で、対日平和条約では竹島を日本領土に含めることが韓国に通知されていた。そして SCAPIN-1033 については、1951 年 2 月 7 日の「吉田・ダレス書簡」で日本の主権回復後のマ・ラインの消滅は既定の事実となっていた<sup>22</sup>し、前述したように、日本の主権回復後のマ・ラインの継続を求める度重なる韓国の要請にもかかわらず米国はその都度これを拒絶していた。

このように、総司令部の 2 つの措置を竹島領有権の論拠とする韓国の中には相当の無理があつた。にもかかわらず、李承晩ライン宣言前後の時期において、韓国が総司令部の 2 つの措置を竹島の領有権を主張する最大の論拠としたのは何故であろうか。「はじめに」で筆者が述べたように、李承晩ライン宣言で主権の行使を表明した水域に竹島を含めた韓国政府の政策決定過程は、韓国側公開文書には記録されていない。そこで、当時の韓国の対日姿勢全体から竹島問題に関する韓国の主張を考察してみたい。韓国の対日姿勢が端的に表明された場、それは日韓会談である。

## 5 第1次日韓会談における韓国の対日姿勢

1952 年 2 月 20 日に持たれた「国籍待遇問題に関する非公式会談」において、日韓会談の韓国側代表であった俞鎮午高麗大学総長は、李承晩ライン宣言への過程で、最初の漁業管轄権の主張が「だ

<sup>21</sup> 前掲註(17)。

<sup>22</sup> 『日本遠洋底曳網漁業協会 創立 10 周年記念誌』(1958 年 2 月 東京) 107 頁。「吉田・ダレス書簡」とは、日本の主権回復から漁業協定締結までの間は、資源保存措置がなされている漁場での日本漁船の操業を自粛すると吉田茂首相が表明したのに対して、ダレス国務長官特別顧問が賛同の意を表したものである。韓国政府の李承晩ライン画定の動きは「吉田・ダレス書簡」が発表された後に本格化した(前掲註(5)の拙稿「公開された日韓国交正常化交渉に記録を読む—李承晩ライン宣言を中心に—」参照)。

「んだん元気のよい意見に押されて」主権の主張という強硬なものに変わったと述べた<sup>23</sup>。李承晩ライン宣言直後、宣言の内容が公海に韓国の「主権」を及ぼすものであった点に米国が強く抗議し、韓国はその処理に苦心していた。韓国は「主権」という刺激的な語句を「漁業管轄権」という比較的穏当な語句に言い換えて米国の抗議に対応しようとした<sup>24</sup>。俞鎮午の発言の背景にはこのような米韓間の応酬があった。

米国すら困惑した韓国に対する日本に対するきわめて強硬な姿勢、すなわち「元気のよい意見」は、第1次日韓会談において日本側が対応に苦慮した韓国の数々の主張に見出される。これらを検討することは、李承晩ライン宣言で主権を宣言した水域に竹島を含ませた韓国の対日姿勢の解明に役立つ。第1次日韓会談における韓国の主張と、相当の無理があるにもかかわらず総司令部の2つの措置を論拠として韓国が竹島の領有権を主張したことは、「元気のよい意見」という点で共通するからである。

まず、基本関係委員会における論議である。1952年3月5日の第4回基本関係委員会で韓国側が提出した「大韓民国と日本国間の基本条約（案）」の第1条には「韓国は日本を主権を持つ独立国家として承認する」という文言があった<sup>25</sup>。同草案（英語）の該当箇所は“The Republic of Korea recognizes Japan as a sovereign and independent nation”であり、対日平和条約の第1条“The Allied Powers recognize the full sovereign of the Japanese people over Japan and territorial waters”と類似していた。前年（1951年）5月の段階で米国は韓国を対日平和条約の署名国からはずす意向を固め、その意向は1951年7月9日にダレス国務長官顧問から梁裕燦駐米韓国大使に直接伝えられた。そして1951年9月8日にサンフランシスコで対日平和条約に調印した52ヶ国に韓国は含まれなかつた。このような経緯があったにもかかわらず、韓国は第1次日韓会談に連合国に等しい態度で臨んだのである。

基本関係委員会ではまた「旧条約無効問題」が争点となった。1910年の日韓併合条約など「旧大韓帝国と日本国との間で締結されたすべての条約が無効（null and void）であること」が国交を樹立するための条約に明文化されることを韓国側が求め、日本側がそれに反対した問題である。大韓帝国と日本との関係をあくまでも敵対的なものであったとするこの主張も、韓国が自らを連合国と位置づけるためには不可欠であった<sup>26</sup>。「旧条約無効」を強調する韓国側の主張は、竹島問題に関する

<sup>23</sup> 「昭和27年6月 日韓会談記録（2）（国籍待遇問題） 外務省アジア局」（日本側公開文書 第5次公開 開示決定番号 852 文書番号 606）。

<sup>24</sup> ただし「漁業管轄権」も当時の海洋法では確立されておらず米国もその合法性を否定していた（前掲註（5）の拙稿「公開された日韓国交正常化交渉に記録を読む—李承晩ライン宣言を中心に—」参照）。

<sup>25</sup> 外務部政務局『外交問題叢書第9号 韓日会談略記』（1955年3月）250頁（韓国語）。同書には「大韓民国と日本国間の基本条約（案）」が韓国語（249～254頁）と英語（255～263頁）の2種類が収録されている。この第4回基本関係委員会で俞鎮午は、「この分科委員会は実質的には講和会議と考えられる」と述べて国交を結ぶための条約の名称を日本側の提案した「友好条約」ではなく「基本条約」とすることを主張した（「第1次韓日会談（1952.2.15-4.21）基本関係委員会会議録、第1-8次、1952.2.22-4.2」（韓国側公開文書）589頁）。なお、この韓国側公開文書中の会議録にも同条約案の韓国語（596～601頁）と英語（593～595頁）の2種類が収録されているが、韓国語条約案第1条では「大韓民国と日本国は相互に各独立主権国家であることを承認する」となっており（597頁）、『外交問題叢書第9号 韓日会談略記』の記述（250頁）とは相違がある。1952年3月12日の第5回基本関係委員会で、この主張について「韓国側は本国政府と打合中であるという理由により保留した（「昭和27年6月 日韓会談記録（1） 外務省アジア局」（日本側公開文書 第5次公開 開示決定番号 347 文書番号 281））ことと関係するのかもしれない」。

<sup>26</sup> 「1950年10月 対日講和条約に関する基本態度とその法的根拠 対日講和調査委員会」（「韓日会談予備会談（1951.10.20-12.4） 資料集：対日講和条約に関する基本態度とその法的根拠、1950」（韓国側公開文書））と題された報告書に添付された、駐日韓国代表部政務部による1951年10月25日付の説明文には、韓国が対日平和条約に署名できなかったのは、「韓国が対日戦争に参加しなかったという事実に起因すると言える」が

韓国側論拠のうち「2. 1905年の竹島の日本領土への編入が不当であること」に継承される。前に引用したように、1953年9月9日付「1953年7月13日付日本政府の独島（「竹島」）に関する見解に対する韓国政府の論駁」には、1904年の日韓議定書や第1次日韓協約を無効（null and void）とする文言が見られる。日韓議定書や第1次日韓協約と同様、竹島の日本領土編入も日韓併合に至る日本の侵略の一環であるとする理論が構築されていくのがわかる。

第1次日韓会談で最大の争点となったのは朝鮮半島に残した日本人の私有財産をめぐる問題であった。1952年2月20日の第1回財産請求権問題委員会で韓国側代表は、「日本からの解放国家である韓国と、日本との戦争で勝利を得た連合国は、類似した方法で、日本政府や日本国民の財産を取得できる」のではないかと述べ、日韓会談の進展は日本側がこの主張を認めるか否かにかかっていると日本に警告した<sup>27</sup>。対日平和条約第14条では、連合国は連合国内にある日本国および日本国民の財産を没収して戦争による被害の賠償に充当できると定められていた。財産請求権問題委員会において韓国側は、韓国が連合国と同様の権利を持つとして、すべての在韓日本財産没収の正当性を主張したのであった。

財産請求権問題と同様に激しい論戦が行われたのが漁業問題であった。漁業問題委員会において韓国側は、李承晩ラインで囲まれた水域を漁業資源保護のためにすべての漁業活動を韓国が管轄する漁業管轄水域とすると主張し、同水域から日本漁船を排除しようとした。日本は対日平和条約第9条で「公海における漁獵の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規制する」ための協定締結交渉を連合国とすみやかに開始する義務を負わされ、そして韓国は同条約第21条で第9条の利益を受けることになっていた。このように漁業問題において韓国は連合国に等しい権利を得ていたため、次のように、その対日姿勢は米国を模したものになった。

第1次日韓会談漁業問題委員会で韓国側が漁業管轄権の根拠としたのは、日本漁船の進出から米国近海漁場を保護するために漁業資源保護水域を設けるとした、1945年9月28日付「公海の一定水域における沿岸漁業についての米国の政策に関する大統領宣言」（以下「トルーマン宣言」と略記）であった。そしてまた、1951年12月14日に採択された「北太平洋の公海漁業に関する国際条約」（以下「日米加漁業条約」と略記）で日本が米加両国に対して認めた、北太平洋の一定水域における3種類の魚種に対する漁獲の「自発的抑止」であった。トルーマン宣言も日米加漁業条約における「自発的抑止」も漁業管轄権とは関係なく、韓国の主張は誤りであったが、韓国側は漁業管轄権の主張を撤回しようとはしなかった<sup>28</sup>。

## 6 法的地位問題委員会における論議

このように、第1次日韓会談での諸懸案において、韓国側は日本に対して連合国あるいは連合国に等しい立場で占領状態にあった日本と向かい合おうとした。それが韓国の「元気のよい意見」であった。そのような韓国の姿勢をもっとも明確に知ることができるのが、法的地位問題委員会における在日韓国人の日本国籍離脱に関する韓国の主張である。

「韓日合併条約無効論」の立論が不十分であったためでもあると記されている（13頁）。拙稿「第1次日韓会談における『旧条約無効問題』について」（『東洋史誌』15 史訪会 2009年3月 兵庫）参照。

<sup>27</sup> 「第1次韓日会談(1952.2.15-4.21)請求権分科委員会会議録、第1-8次、1952.2.20-4.1」（韓国側公開文書）277頁（韓国語）、288頁（英語）。

<sup>28</sup> 拙稿「李承晩ラインと日韓会談—第1次～第3次会談における日韓の対立を中心に—」（『朝鮮学報』193 朝鮮学会 2004年10月 天理）参照。

1952年1月24日の第24回法的地位問題委員会で、在日韓国人の日本国籍喪失を明白に表現することを提案した日本側と、「韓国人が日本国籍を取得したことではない」としてそれに反対する韓国側の間で長時間の激論が交わされた<sup>29</sup>。1951年12月18日の第18回法的地位問題委員会で日本側が提出した「在日韓国人の国籍処遇に関する日本側提案」中の「在日韓国人の日本国籍喪失及び大韓民国国籍取得については、それぞれ当該国籍国の国内法によって決定する」という文言をめぐるものであった。韓国側の要求の背景には、韓国政府の次のような論理があった。

三千万国民は36年間にわたって中国その他国外で連合国に先行して直接武力で日本と戦争を敢行した一方、国内でも非暴力抗争を展開した多くの歴史的事実に着眼すれば、大韓民国人はその所在の如何を問わず連合国人としての特権を享受せねばならない。(略—筆者—)36年間の日本の継続的占領は大韓民国の主権行使を事実上一時停止させたにすぎないものだ。したがって大韓民国は一時でも日本の国籍を取得しなかったのであり、常に大韓民国の国籍を確保したことは国際公法上明白である<sup>30</sup>。

このように、主観的には自らを連合国として位置づける韓国側にとって、日本統治期の朝鮮人は日本国民であってはならなかったのである。

討議の結果、1952年1月29日の第36回法的地位問題委員会に提出された「在日韓国人の国籍及び処遇に関する日本側新提案」では、「日韓両国は、在日韓国人が大韓民国国民であって日本国民ではないことを承認する」となっており、韓国側の要求通り、在日韓国人の日本国籍喪失という文言は消えていた<sup>31</sup>。しかし、韓国側はこれでも満足しなかった。同年3月18日の第32回法的地位問題委員会で日本側が提出した「在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協定案」では「日本国及び大韓民国は、在日韓人が大韓民国国民であって日本国民ではないことを確認する」となっていた<sup>32</sup>。韓国側はこれを、「日本国及び大韓民国は、在日韓人が大韓民国国民であることを確認する」と修正することを提案したのである。「韓国側のこの提議は、過去にも（韓国人が—筆者補註—）日本国民ではなかったということを明らかにするためのものか」という日本側の問い合わせに対して、韓国側は「そうだ」と答えた<sup>33</sup>。

対日平和条約草案に関して、韓国は在日韓国人が連合国人として処遇される条項が入れられることを要求していた<sup>34</sup>。しかし、日韓会談の予備会談および第1次会談の法的地位問題委員会において

<sup>29</sup> 「第1次韓日会談(1952.2.15-4.21)在日韓人の法的地位委員会会議録、第1-36次、1951.10.30-1952.4.1」(韓国側公開文書) 951頁。

<sup>30</sup> 外務部政務局「在日本韓僑事情とその対策」(大韓民国政府公報處『週報』29 1949年10月19日)。この論文と同趣旨の要請文を、鄭桓範駐日韓国代表部大使は総司令部に提出していた(「駐日韓国人を連合国人待遇に 鄭駐日代表、マ元帥に要請」(『民主新聞』93 民主新聞社 1949年10月15日 東京))。

<sup>31</sup> 前掲註(29)981頁。なお、日本側議事録では、この日本側提案の日付は1952年1月26日になっている(「昭和27年6月 日韓会談記録(2) (国籍処遇問題) 外務省アジア局」(日本側公開文書 第5次公開 開示決定番号 852 文書番号 606) )。

<sup>32</sup> 前掲註(29)1038頁。なお、この日本側協定案では「韓人」という語句が使用されている。これは、1月29日の第26回法的地位問題委員会で韓国側が「韓国人」を「韓人」と表記するよう要求し、日本側もこれを了承したことによる(前掲註(28)974~975頁)。

<sup>33</sup> 前掲註(29)1034頁。結局、日本側は「在日韓人は日本国民でないことを確認する」という文言の削除に応じた。日本が作成した1952年4月4日付「在日韓人の国籍及び処遇に関する韓日協定案」では「大韓民国は、在日韓人が大韓民国国民であることを確認する」となっていた(「関係者打合資料 アジア局 昭和32年3月18日」(日本側公開文書 第6次公開 開示決定番号 1144 文書番号 1518) )。

<sup>34</sup> 1951年4月26日付のダレス国務長官顧問宛林炳稷韓国連大使の書簡(『大韓民国史資料集30 李承晩関係

はそのような主張を韓国は行わず、もっぱら一般的な外国人とは異なる特別の待遇を在日韓国人に与えることを求めた。独立国としての地位を回復した平和条約発効後の日本においては、連合國の國民といえども一般的な外国人として処遇され、連合國人であることは特別の利益をもたらさないことに気づいたためであった<sup>35</sup>。韓國の主張の変化は、日本統治期の朝鮮人は日本人と交戦状態にあったという歴史認識が転換したためではなかった。その歴史認識は健在であり、前述したような、在日韓国人の日本国籍離脱をめぐる日韓間の論議をもたらしたのであった。

## 7 総司令部の2つの措置と韓国

第1次日韓会談において韓国側は、連合國あるいは連合國に等しい立場で占領状態にあった日本に向かい合おうとした。それが韓国の「元気のよい意見」であった。相当の無理があるにもかかわらず、総司令部の二つの措置を根拠として李承晩ライン宣言で主権を宣言した水域に竹島を含ませた韓国側の主張にも、この「元気のよい意見」が見られる。

まず、日本漁船の操業限界線であるマ・ラインを設定し、その中に竹島への日本漁船の接近を禁じる項目のあった SCAPIN-1033 についてである。1949年5月31日に日本政府は総司令部に「東シナ海における日本トロール漁業及び機船底曳網漁業に対する漁業区域拡張陳情書」を提出した。これに対して韓国は、「日本政府は我々の漁場を貪る」「マ・ライン拡張は韓国水域の漁獲を企図」するとして反発した<sup>36</sup>。1951年4月18日付で曹正煥外務部次官が梁裕燦駐米韓国大使に送付した文書「外政第302号 対日媾和後の韓日間の漁業問題に関する米国の諒解要請に関する件」では、マ・ライン廃止に反対する理由として「韓国所有の漁場は韓国経済ともっとも緊要な関係があること」が挙げられた<sup>37</sup>。このように韓国は、本来日本漁船の操業限界線であるはずのマ・ラインを日韓の漁業境界線とみなしそれより韓国側の水域の漁場は韓国所有物であると主張した。そして韓国政府は、マ・ラインを越えて「韓国漁業水域で漁業に従事」したことを理由に日本漁船を拿捕したのである<sup>38</sup>。

---

書翰資料集3 (1951)』(国史編纂委員会 1996年9月) 233~236頁)。また、同年5月9日付と推定される「米国草案に対する韓国の公文に関するコメント」。この文書は、塚本孝「韓国の対日平和条約署名問題—日朝交渉、戦後補償問題に關連して—」(『レファレンス』494 1992年3月) ではじめて紹介された(97~98頁)。

<sup>35</sup> 楊鎮午は、外務部長官に宛てた1951年9月10日付「駐日代表部楊鎮午顧問の日本出張報告書」(「韓日会談予備会談 (1951.10.20-12.4) 本会議会議録、第1~10次、1951」(韓国側公開文書))で、次のように述べている(90~91頁)。

韓国人に連合國人の待遇を与えれば連合國人に賦与される治外法権その他の特権を韓国人にも賦与せねばならない。(略—筆者—)しかし講和条約が締結された今に至っては、問題は若干違ってきたことに注意する必要がある。すなわち、講和条約が効力を発した後は(略—筆者—)、連合國人といえども何らの特権を持たない普通の「外国人」にすぎないために韓国人を外国人として取り扱っても何ら韓国人に特権を賦与することにならないばかりか、日本国籍を持つ者として取り扱うよりもむしろ外国人として取り扱うことが日本に有利に(なる—筆者補註—)。

<sup>36</sup> 1949年6月8日付『東亜日報』(ソウル)。日本の漁業者と政府は、特に、東シナ海・黄海における底曳網漁業(以西底曳網漁業)の漁場拡大を、数度にわたって求めた。これに対する韓国の反発は激しく、韓国による日本漁船拿捕事件も東シナ海で多く発生した(前掲註(5)の拙稿参照)。

<sup>37</sup> 「韓国の漁業保護政策 平和線宣布、1949-52」(韓国側公開文書)1310~1311頁。1949年5月31日に日本政府が総司令部に日本漁船の操業許可区域拡大を陳情したのに対応して、同年6月8日付で林炳稷外務部長官から鄭桓範駐日大使に送られた文書「外通交第88号 マッカーサー線に関する件」でも韓国は同様の主張を行った(同前 1145頁)。

<sup>38</sup> 韓国政府作成と考えられる「大韓民国政府樹立後拿捕された『マック』線侵犯日本船舶の船長自認書」中の文言。日本人船長自筆部分(日本語)では「大韓民国側に不法越境して漁業に従事せる」とあるのが、韓国人官吏自筆部分(英語)では“engaged in fishing in the Korean fishery Area”となっている(米国国立公文

総司令部は、日本の政府や漁業者の要望もあって、マ・ラインは総司令部の専権事項であるとして日本漁船拿捕を禁止する意志を韓国に繰り返し伝えねばならなかつた。1950年1月19日、総司令部は「公海における日本の漁労活動は総司令部の命令によってのみ管理される」として韓国の日本漁船拿捕禁止と漁船及び乗組員の返還を求める覚書を駐日韓国代表部に送つた<sup>39</sup>。さらに、1950年1月29日付の駐韓米国大使館宛書簡<sup>40</sup>において総司令部は、マ・ラインを越えた日本漁船の拿捕は日韓間に敵対的な関係をもたらすとして、その禁止要請を韓国政府に伝えることを求めた。

1950年1月29日付の駐韓米国大使館宛書簡で総司令部は、極東委員会を構成する13ヶ国に含まれない韓国が公海上で日本漁船を拿捕することは、韓国が極東委員会の構成国に取って代わることになると危惧した。極東委員会とは、日本占領管理に関する連合国最高政策決定機関であり、総司令部は極東委員会の決定の執行機関とされていた。このように、SCAPIN-1033 すなわちマ・ラインをめぐる問題において、韓国は占領下にあった日本に対して連合国と同様の姿勢で臨もうとした<sup>41</sup>。その姿勢は総司令部を苛立たせるほど強硬なものであった。

次に、日本政府の「政治的行政的権能」の及ぶ地域から竹島を除外するとしたSCAPIN-677についてである。1951年10月22日の衆議院で開かれた平和条約及び日米安全保障条約特別委員会において、草葉隆圓外務政務次官が対日平和条約で竹島は日本領土であることが確認されたと述べたのに対し、韓国政府は次のように反論した。「独島は1946年1月29日付総司令部覚書第677号で日本の行政権内に属さないことが明記されたのみならず、3年前の9月8日に我が國の漁夫たちが不意の惨劇に見舞われたが、その慰靈碑を当時の慶尚知事曹在千氏名義で建てたこともある」<sup>42</sup>。文中の「不意の惨劇」とは、1948年6月8日に米空軍機が竹島で爆撃演習を行ったため操業中の韓国人漁業者に犠牲者が生じた事件である。この米軍機による「独島爆撃事件」の事後処理が米韓間で行われたことは、李承晩ライン宣言直後の時期の韓国の主張のうち③の金東祚の発言にもあるように、韓国が竹島の領有権を主張する根拠の一つとなつた。1951年9月21日付の駐韓米国大使宛卞栄泰外務部長官の書簡でも、「もし総司令部がその島（竹島—筆者補註）を日本領とみなしていたならば、韓国人の滞在は不法で謝罪は不要だったはず」と韓国は主張した<sup>43</sup>。このように、本来は日本政府の「政治的行政的権能」の及ぶ地域に関する規定であったSCAPIN-677を、韓国政府は自国の領土に関する規定であると解釈して竹島の領有権を主張したのである。

書館 (RG331) GHQ/SCAP Records, Fisheries, Seizures of Japanese Fishing Vessels Dec. 1949-Oct. 1950。1948年2月から1950年1月にかけて作成された18枚の「自認書」中9枚にこのような表現がある。

<sup>39</sup>米国国立公文書館 (RG331) GHQ/SCAP Records, SCAP TOKYO JAPAN → EMBASSY SEOUL KOREA 19 JAN 50 (Korean Seizures July 1946-Sept. 1951)。この他、1951年4月14日にはM. J. Luosey 韓国海軍司令長官が韓国海軍作戦局長に対して、これ以上日本漁船拿捕をしないことを要請した（「韓国の漁業保護政策：平和線宣布、1949-52」（韓国側公開文書）1280・1281頁）。また1948年7月28日には、在朝鮮米軍政庁は同年4月17日付の文書(MGAGR546)で南朝鮮過渡政府に許可していた日本漁船の拿捕を取り消していた（同前 1147・1305頁）。

<sup>40</sup> Records of the U.S Department of State relating to the Internal Affairs of Korea, 1950-54 Department of State Decimal Files 995 National Archives

<sup>41</sup> 後に韓国は、1946年2月18日に米国の国務・陸・海軍調整委員会(SWNCC)が行った対日漁業管理に関する政策決定すなわち「日本漁業に対する措置」中のb項「連合国管治下にあるところに近い場所では、関係国の事前の許可なくしては、日本漁業は許可してはならない」という条項を根拠にマ・ライン問題に「関係国」として発言権を持つとして李承晩ライン宣言を正当化した（韓国政府外務部政務局『外交問題叢書第1号 平和線の理論』（発行年不明）47~48頁。同『外交問題叢書第11号 独島問題概論』（1955年5月）32頁）。

<sup>42</sup> 1951年11月26日付「李公報處長の独島に関する談話」（『光復30年 重要資料集 月刊中央1月号 別冊記録』中央日報社 ソウル 1975年1月 140頁）。この談話は、草葉外務政務次官の発言を報じた新聞記事「日本に還る無人の『竹島』 空白十年の島の全容を探る」（『朝日新聞』東京 1951年11月24日）に反発して発表されたものである。

<sup>43</sup> 前掲註(17)。

しかし、日本領土の最終決定についての韓国の認識は誤りであった。1945年12月26日に公表された「極東委員会および連合国対日理事会付託条項」では、極東委員会の任務について「委員会は、軍事作戦行動に関しても、また領土上の調整に関しても、勧告してはならない」と定められていた。したがって、極東委員会の決定の執行機関である総司令部も日本に関する「領土上の調整」を行うことはできなかった。つまり、日本政府の「政治的行政的権能」の及ぶ地域から竹島を除外するという総司令部の措置は、日本領土の最終決定にはなりえなかった。SCAPIN-677をもって日本領土の最終決定としようとした韓国の主張は、連合国として主張できる限界をも越えたものになっていたのである。

### おわりに

1952年2月に始まった第一次日韓会談における諸懸案の論議では、日本に対して連合国あるいは連合国に等しい立場で向かい合おうとする韓国の「元気のよい意見」を確認できる。第1次日韓会談が開催される直前の1952年1月に李承晩ライン宣言で主権を宣言した水域に韓国が竹島を含ませたため、竹島問題は表面化した。日韓会談での韓国の「元気のよい意見」は、竹島問題における韓国の主張にも見られる。韓国が竹島の領有権を主張する主要な論拠は総司令部の二つの措置であった。竹島を「政治上行政上日本から分離する」としたSCAPIN-677および、日本漁船の操業限界線であるマ・ラインを設定してその中に竹島への日本漁船の接近を禁じる項目のあったSCAPIN-1033である。本来、二つの措置は総司令部が日本を管理するためのものであったが、韓国は二つの措置に自らも関与できると主張し、二つの措置を日本の主権回復後も継続させようとした。このような韓国の対日姿勢は、日本を管理しようとする点で連合国と似通った面があり、時には連合国として主張できる限界をも超えたものになった。竹島問題とは、敗戦国として主権を喪失するという歴史上極めて特異な時期にあった日本と、日本よりも一足早く独立し、主観的には自らを連合国と位置づけて日本を管理しようとする韓国という図式が生み出した問題であった。